♦告示

牛の結核病、ブルセラ病及び肝てつ検査国が買収する予定土地鼠収海区漁業調整委員会委員の選任

土地改良事業の認可医療機関の指定

鳥取職業訓練所訓練生の募集調理士試験の実施

◇ 報報

鳥取県告示第四百十七号

示

昭和四年四月十五日第三億郵便物認可母週火、金曜日発行(但休日にപるときは翌日)

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六

改良(かんがい排水)計画につき、審査した結果、これ 条の二第一項の規定により、東伯郡赤碕町から町の行う 土地改良事業施行の認可の申請があつたので、当該土地

を適当と認めたので、同法同条第三項において準用する

第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年九月十二日

鳥取県知事 藤

縦覽に供する書類の名称

二 縦覧の期間 昭和三十三年九月十二日から同年十月一日までの二十 土地改良事業計画書の写

三 縦覧に供する場所 東伯郡赤碕町役場

日とする。

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六

鳥取県告示第四百十八号

茂

縦覧の期間

昭和三十三年九月十二日

鳥 取 県

知

事

遠

米子市蚊屋二九七ノ二

管轄保健所名 米子保健所 倉吉保健所

東伯郡泊村園六七三

指定した。

鳥取県告示第四百二十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定にもとずき、

指定医療機関として、

次のものを

定年月 H

昭和三十三年八月十七日 七月二十三日

坂 箕蚁屋医療生活協同組合箕蚁屋診療所 本 医

院

鳥取県告示第四百二十四号

め池土地改良事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第 赤松土地改良区から申請のあつた新たに行おうとするた 十条第一項の規定により、 百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第 昭和三十三年九月九日認可

昭和三十三年九月十二日 鳥取県知事

遠

茂

学識経験委員

 \boxtimes

分

公益代表委員

改良事業(かんがい排水)計画につき、審査した結果と 条の二第一項の規定により、 る第八条第四項の規定により次のように縦覧に供する。 れを適当と認めたので、同法同条第三項において準用す 土地改良事業施行の認可の申請があつたので、当該土地 昭和三十三年九月十二日 西伯郡名和町から町 の行う

鳥取県知事 遠

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写

日間とする。 昭和三十三年九月十二日から同年十月一日までの二十

昭和33年9月12日

篠田親愛ほか十四人の者から申請のあつた土地改良区の 昭和三十三年五月二十九日付で日野郡江府町大字小江尾

鳥取県告示第四百十九号 西伯郡名和町役場 縦覧に供する場所

> 審査した結果、これを適当と認めたので、土 地 改 良 法 設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を により、次のように縦覧に供する。 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八条第四項の規定

昭和三十三年九月十二日 鳥取県知事

藤

茂

縦覧に供する書類の名称

茂

土地改良事業計画の写

(=)定款の写

昭和三十三年九月十二日から同年十月一日までの二十 縦覧に供する期間

日間とする。

 \equiv 縦覧の場所

日野郡江府町 江府町役場

鳥取県告示第四百二十五号

第三項第二号の規定により、昭和三十三年八月十二日次漁業法(昭和二十五年法律第二百六十七号)第八十五条 のとおり鳥取海区漁業調整委員会委員を選任した。

昭和三十三年九月十二日

鳥取県知事 遠

所

氏

名 茂

富士一虎太郎

鳥取市賀露町 西伯郡大山 境港市明治 上野 山和浜 根田口

第2954号

土地の表示

土地利用予定の概要

農地とすべき土地

附

道

計

入植予定戸数

增反予定戸数

備

考

↑ 反 地 歩

二反路 壹 數

歩

所

在

郡

市

町

村

大

番

地

台帳

現況

台

帳

買

収

地

目

面

積

所

者

住

所

氏

名

原

原

大三三

三层

東伯郡関金町大字野添

市治相続人天野辰市一

三四二

金曜日鳥取県公報

四五四ノ一東伯郡関金町大字野添字笹ケ

5

昭和33年9月12日

亡門木芳次郎相続人門木義雄七

亡天野庄市相続人天野重寿三五五

三六四 三五四

天野

遠治 栄一 竹多 房市

天野

天野 天野

亡小椋重春相位

人小椋岩治

原田 原田

春好 宗寿 土

地

の

表

示

第2954号

り公示する。

昭和三十三年九月十二日

4

鳥取県告示第四百二十六号

所

在

郡

市

町

村

大

字

地

番

地

目

面

台帳

現況

鳥取市滝山字宇部野一七九次三

土地利用予定の概要

農地とすべき土地

、 一 一 一 一 一 步

道 短 野 歩

計

入植予定戸数

增反予定戸数

備

考

所

在

郡

市

町

村

大

字

地

番

地

目

面

積

所

有

渚

住

所

氏

名

台帳

現況

台

原

原

ス 夏 豆

三反買

岩美郡国府町大字髙岡

111

上

吉

次

収

土

地

0

表

示

.九一六内第四 岩美郡国府町大字髙岡字三度山

有 者

積 所

ご言葉 "

, , ,

114,1

一、無つ

田 田 原

八二 八〇

ミ反

田田原

. <u>六</u>反

"

鳥取市滝山 亡坂本伝蔵相続人坂本清蔵

亡伊藤徳蔵相織人伊藤秀雄 亡伊藤保治郎相続人伊藤利夫

住 所 氏

名

茂

(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十八条第一項の規定によ

藤

遠

県 知 事

鳥

取

次の土地は国が買収する予定であるから、 農地法 実

施 次

期

日

実

 \boxtimes

域

実施場所

十月

六日

九日

二十九日

十月

二日

尙徳

次

别

農地とすべき土地

一 一 一 一 反 地 歩

一 一 一 一 一 一 一 一 多 數 步

計

入植予定戸数

增反予定戸数

備

考

九月十五日

九月十八日

西伯郡伯仙町大髙

検査場 者 る

十六日

十九日

西伯郡伯仙町大髙

西伯町法勝寺

法勝寺 大髙〃

十三日

十六日

境港市中浜

中浜

七日

十日

西伯郡会見町手間

境港市渡

第2954号

十七日

二十日

福生

福生/ 巌 夜見〃

> 十四日 ″

十七日

二十日

二十三日

米子市和田 西伯郡日吉津村 米子市富益 米子市夜見

鳥取県告示第四百二十七号

する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施

分娩前

駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年次のように結核病、ブルセラ病及び肝てつの検査並びに 対して検査及び駆除をうけることを命ずる。 法律第百六十六号)第六条の規定により、 実施の 昭和三十三年九月十二日 目的 鳥取県知事 結核病、 藤 茂

別表のとおり

実施の

区域

結核病、

験管法検査

実施の対象となる家畜の種類及び範囲 ブルセラ病検査……搾乳の用に供 ブルセラ病及び肝てつ予防の 牛の所有者に 又は供 Ŧī. 四 肝てつ験除……ヘキサクロロエ肝でつ検査……皮内注射反応、 肝てつ検査……牛。 設内で飼育している牛。ただし、 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応検査及び試 一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。 箇月以内のものを除く。 検査及び注射駆除の方法 実施の期日 病 査……ツベルクリン皮内反応検査 別表のとおり ヘキサクロロエタン製剤投与 ただし、 生後四箇月及び分娩前後 虫卵検査法 生後六箇月、

西伯郡西伯町大国 彦名 春日〃 福米 "

天津 天津 大国 /

二十四日

成美

二十二日

二十五日

彦名

二十日

二十三日

春日 福米

二十三日 二十六日

二十六日

仙町県

二十九日

米子市

五千石

千石

二十一日

二十五日

二十八 日

境港市余子

西伯郡岸本町幡郷 大篠津

尚徳

境港市上道 西伯郡会見町賀野 西伯町東長田 外江 東長田 賀野〃

西伯郡岸本町大幡 大幡〃 崎津/

日吉津 富益〃

手間 // 渡〃 外江〃 上道〃

西伯郡岸本町八幡 八幡〃

米子市崎津

和田川

成美〃

原田

力夫

九

"

3

9

鳥取県鳥取職業訓練所

雜

報

九

合格者は試験後一週間以内に所轄保健所に掲示する

るとと。

受験者は当日午前八時三〇分までに試験場に出頭す

筆記用具及び上草履

七

携行品

栄養学大意 食品衛生学大意 食品学大意 公衆衛生学大意

理

金曜日鳥取県公報

第2954号

公

告

号)第三条の規定により、 により実施する。 鳥取県調理士条例 (昭和三十年四月鳥取県条例第二十四 鳥取県調理士試験を次の要領

昭和三十三年九月十二日

鳥取県知事

遠

藤

受験資格

を有する者。 定する施設において食品の調理業務に三年以上の経験 昭和二十八年政令第二百二十九号)第五条第一号に規 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二 昭和三十三年十月十二日において、年令十八才以上で 十九条第二項に規定する施設又は食品衞生法施行令(

受験手続

願書の受付期間

昭和三十三年九月十五日から同年十月四日までとす

13° x

茂

三

昭和三十三年十月十二日 (日曜日)

一時まで

鳥取市東町

鳥取県立鳥取西髙等学校

四

米子市錦町一丁目

米子西髙等学校

衛生法規大意

受験のために提出する書類及び提出先

健所に提出のこと。 受験願書に次の書類を添えて、住所地を管轄する保

履歴書(特に調理業務に関する経歴を詳細に記

入のこと。)

の証明書 調理業務に三年以上の経験を有する者である旨

撮影したもの。 写真(脱帽上半身のもので、 最近六箇月以内に

試験実施日時

午前九時か

ら午後

試験場

二百円

受験手数料

五.

試験科目

六

所在地

鳥取市富安

訓練種目

自動車整備科 目

約二〇

募集人員

男 性別

訓練期間

備 考

男女 か年 ケ 年

四

応募資格

男子服科

約二〇

技能を活用出来る方面に就職を希望する者。 められる者及び身体強健、志操堅固なもので将来修得 義務教育修了者又はこれと同等以上の学力があると認

Ŧ. 入所手続

鳥取県鳥取職業訓練所訓練生を次の要項により募集する。

昭和三十三年九月十二日

鳥取職業訓練所訓練生募集要項

鳥取公共職業安定所長

込むこと。 所定の入所願書により最寄公共職業安定所に木人が出

入所願書は最寄公共職業安定所に用意してあります。

六 願書受付締切日

昭和三十三年九月十五日

七

備 科動 車 整

九月十九日

業安定所一鳥取公共職

(月) 午前九時九月二十二日

科

目

選考日時

選考場所

合格発表

昭和33年9月12日 金曜日 鳥 取 県 公 報

男子服科

1 その他

筆記用具、弁当持参のこと。

授業料不要、訓練のため必要な工具類は無料貸与。

収容人員 約二〇名 食費 宿舍施設あり。

3 2

米持参の場合は男女共一、三〇〇円

女男

---;

三五 〇〇 円円

訓練修了後は就職をあつ旋する。 訓練生には学生割引有り。

5

支給される。 失業保険受給者は入所中(有効期間) も引続いて

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発 行 日 火 金

利 身 身 度 者 人 鳥取鳥取 市東 町

市東町県 取

刷

肵 県

印発

印